

# HYO-DEN サービス契約約款

## 内容

第1章	総則	2
第1条	(約款の適用)	2
第2条	(約款の変更)	2
第3条	(用語の定義)	2
第2章	契約の締結	2
第4条	(契約の単位)	2
第5条	(契約申込みの条件)	2
第6条	(契約申込み)	2
第7条	(契約申込みの承諾等)	2
第8条	(契約内容の変更)	2
第9条	(譲渡の禁止)	3
第10条	(契約の解除)	3
第11条	(弊社が行う契約の解除)	3
第3章	サービス提供の中止及び停止等	3
第12条	(サービス提供の中止)	3
第13条	(サービス提供の停止)	3
第4章	本サービス	3
第14条	(本サービスの提供内容)	3
第15条	(本サービス対象外の通話)	4
第16条	(通話の切り替え)	4
第5章	貸与品(レンタル品)等	4
第17条	(貸与(レンタル))	4
第18条	(契約者の管理義務)	4
第6章	免責	4
第19条	(免責)	4
第20条	(通話品質)	5
第7章	料金	5
第21条	(本サービスの利用に係わる料金)	5
第22条	(料金等の支払義務)	5
第7章	雑則	5
第23条	(個人情報の保護)	5
第24条	(準拠法)	5
第25条	(管轄裁判所)	5
第26条	(イージーワークスコミュニケーションサービス約款との関係)	5
別紙	HYO-DEN 料金表	6
	【初期費用と月額料金】	6
	【国内通話料金】	6
	【国際通話料金】	6

# HYO-DEN サービス契約約款

## 第1章 総則

### 第1条（約款の適用）

株式会社イージェーワークス（以下「弊社」といいます。）はエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTCom」といいます。）のV o I P基盤ネットワークを利用して提供する HYO-DEN サービスの契約約款（以下「本約款」といいます。）を以下の通り定めます。HYO-DEN サービスの提供は本約款によるものとします。

### 第2条（約款の変更）

弊社は本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。

### 第3条（用語の定義）

本約款で使用する用語の意味は次の通りとします。

- (1). 「V o I P」インターネットプロトコル上で音声を送信する通信。
- (2). 「HYO-DEN サービス」（以下本サービス）NTTCom のV o I P基盤ネットワークを利用して弊社が提供する、V o I Pを行うことができる電気通信サービス。
- (3). 「契約」弊社から本サービスの提供を受けるための契約。
- (4). 「契約者」弊社と契約を締結している者。
- (5). 「h555.net サービス」イージェーワークスコミュニケーションサービス約款で定める電気通信サービス。
- (6). 「接続機器」本サービスを利用するために必要な、弊社が指定した機器。（T A（テレフォニーアダプタ）、I P電話機能付きA D S Lモデムなどをいいます。）
- (7). 「協定事業者」とは、弊社と協定を締結している電気通信事業者をいいます。

## 第2章 契約の締結

### 第4条（契約の単位）

弊社はインターネット接続サービス契約約款で定める一つの契約者回線に対し一つの契約を締結します。この場合契約者は一つの契約につき一人に限ります。

### 第5条（契約申込みの条件）

契約の申込みをできる者は、イージェーワークスコミュニケーションサービス約款における h555.net サービス品目のうち以下のシリーズでかつ、電話共用タイプ（タイプ1）を利用する者に限ります。

myBroad シリーズ、なっ得 Broad、commit シリーズ、なっ得 commit シリーズ  
perfect シリーズ、なっ得 perfect シリーズ、school シリーズ、Champion' s シリーズ

### 第6条（契約申込み）

契約の申込みは、予め本約款に同意の上、弊社が定める方法により弊社に対し行うものとします。

### 第7条（契約申込みの承諾等）

弊社は契約の申込みがあったとき申込み承諾をいたしますが、次の場合については申込みの承諾を延期する、または承諾をしない場合がございます。

- (1). 第5条の条件を満たさない者。
  - (2). 本サービスを提供することが技術的に著しく困難なとき。
  - (3). 契約の申込みをした者が、過去に本サービスに係わる料金の支払いを怠るなど、債務の支払いを怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
  - (4). 契約の申込みをした者が、h555.net サービスに係わる料金の債務の支払いを現に 怠り、または怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
  - (5). 契約の申込みをした者が、申込みの際に虚偽の申告をしたとき。
  - (6). 契約の申込みをした者が、h555.net サービスの利用が一時中断されているとき。
  - (7). その他弊社の業務遂行上著しい支障があるとき。
2. 本サービスを利用するには、常時接続回線のリンク速度が400k b p s以上であることが必要です。400k b p sより低いリンク速度の場合には、利用できない場合があることを契約者は予め承諾します。

### 第8条（契約内容の変更）

契約者は、契約の申込みのときに弊社に届け出た内容に変更があった場合には、速やかに弊社の定める方法により届け出るものとします。

## 第9条（譲渡の禁止）

契約者が契約に基づいて本サービスを受ける権利は第三者に譲渡することはできません。

## 第10条（契約の解除）

契約者は、契約を解除しようとするときには、あらかじめ弊社にそのことを弊社所定の方法により通知するものとします。

2. 前項による契約解除の場合、契約者は弊社の指示に従い本サービス利用のために貸与された接続機器を返還するものとします。
3. 契約者の本サービス利用中に係わる一切の債務は、契約解除後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

## 第11条（弊社が行う契約の解除）

弊社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、その契約を解除することができるものとします。

- (1). 第13条により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
  - (2). 本サービスの提供を受けている h555.net サービスの契約が解除されたとき。
  - (3). 本サービスを再販売、賃貸するなど本サービスそのものを営利の目的とする行為をしたとき。
  - (4). IDおよびパスワードを不正に利用する行為をしたとき。
  - (5). 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしたとき。
  - (6). その他、弊社が不適切と判断する行為をしたとき。
2. 弊社は、前項の規定によりその契約を解除するときは、あらかじめ契約者にその旨を通知します。

## 第3章 サービス提供の中止及び停止等

### 第12条（サービス提供の中止）

弊社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1). 弊社の電気通信設備の保守上、または工事上やむを得ないとき
  - (2). イージェーワークスコミュニケーションサービス約款に基づき、h555.net サービスの利用が中止されたとき。
  - (3). 相互接続事業者が提供する電気通信サービスの提供が中止、休止、停止または制限されたとき。
  - (4). 通信がふくそうする、またはふくそうする恐れがあると弊社が認めたとき。
2. 弊社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめそのこと契約者に通知します。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

### 第13条（サービス提供の停止）

弊社は契約者が次のいずれかに該当するときは、弊社が定める期間、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1). 契約者が本サービスに係わる料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (2). 契約者が h555.net サービスに係わる料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (3). 弊社のイージェーワークスコミュニケーションサービス約款の規定により、本サービスの提供を受けている h555.net サービスが利用停止になったとき。
  - (4). 契約者が故意に多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取りやめることを言います。以下同じ。）を発生させたことにより、本サービスの運営に著しく支障を与えたと弊社が認めたとき。
  - (5). その他本サービスに関する業務の遂行または弊社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼす恐れのある行為をしたとき
  - (6). その他、弊社が不適切と判断する行為をしたとき。
2. 契約者は、前項の規定により本サービスが停止される場合、本サービスの提供を受けている h555.net サービスが停止される場合もあることを、あらかじめ承知するものとする。
  3. 弊社は、第1項、第2項の規定により本サービス、および h555.net サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

## 第4章 本サービス

### 第14条（本サービスの提供内容）

弊社は、契約者に対し本約款に基づき、次に定めるサービスを提供します。

- (1). 本サービス間の通話（IP to IP）
- (2). 本サービスと、弊社が相互接続に同意した提携 ISP の提供する IP 電話サービスとの通話（IP to

IP)

- (3). 本サービスから国内一般加入電話網への通話 (IP to PSTN)
- (4). 本サービスから国際電話への通話 (IP to PSTN)

#### 第15条 (本サービス対象外の通話)

前条にも関わらず、次の通話については本サービスの対象外となり、当該通話の事業者より請求が発生するものとします。

- (1). 110番、119番等、緊急通話を含む3桁番号サービスへの通話
- (2). 0120、0570等で始まる、特定の電気通信事業者のサービスを利用する電話番号への通話
- (3). 携帯電話、PHS、衛星電話への通話
- (4). その他弊社が別途定める電話番号への通話
- (5). 接続機器の障害等により、本サービスを受けられない状態で契約者が発信した通話

#### 第16条 (通話の切り替え)

契約者の発信において次の場合には、本サービスが提供されず、自動的に一般加入電話からの発信に切り替わることがあり、この場合において、当該通話の料金は契約者が契約している当該事業者から請求されることを、契約者は予め承知します。

- (1). 接続機器が正しく設定、接続されていない場合。
  - (2). 電話機が正しく設定、接続されていない場合。
  - (3). 接続機器の電源が入っていない場合 (停電の場合も含む)。
  - (4). その他、接続機器が正常に動作しない場合。
  - (5). 第13条により本サービスの提供が中止された場合。
  - (6). インターネット接続サービスが利用できない状態の場合。
2. 前項における通話料の発生について、弊社は一切の責任を負わないものとします。
  3. 契約者が発信の際に相手先の電話番号の前に「0000 (0を4つ)」をダイヤルすることにより意図的に一般固定電話を利用した強制発信をした場合、本サービスは提供されず、自動的に当該契約者が加入する一般固定電話からの通話に切り替わること、それに伴い当該通話に関してはその一般固定電話を提供する通信事業者から通話料が請求されることを、契約者は予め承諾します。

### 第5章 貸与品(レンタル品)等

#### 第17条 (貸与(レンタル))

弊社は、契約者に、本サービスを利用するために必要な接続機器を貸与(レンタル)します。

#### 第18条 (契約者の管理義務)

契約者は、前条に基づき貸与された接続機器 (以下貸与品) を善良な注意義務を持って維持、管理するものとします。

2. 契約者は、貸与品を分解、改造したり、貸与品の使用説明書に記載されている使用方法以外の方法で使用しないものとします。
3. 契約者は、貸与品を貸与、賃貸、譲渡、売買、質入れ等してはならないものとします。
4. 弊社は、契約者による貸与品の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任を一切負わないものとします。
5. 契約者は、貸与品が盗難されたり、貸与品の利用に関して何らかの異常を発見した場合には、直ちに弊社にその旨を連絡するものとし、弊社から何らかの指示がある場合にはこれに従うものとします。
6. 契約者は、貸与品を汚損、破壊、紛失した場合または盗難された場合には、別途定める損害金を支払うものとします。

### 第6章 免責

#### 第19条 (免責)

h555.net サービスの切断、接続や設定の契約者による過誤、故意等により契約者自ら一般加入電話で発信した等の原因により、当該通信事業者からの料金の請求が発生した場合において、弊社はその料金を負担しないものとします。

2. 契約者の利用環境による通話品質の劣化が原因で、契約者または第三者が被った損害について、弊社は一切の責任を負わないものとします。
3. 弊社は、契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切の責任を負わ

ないものとしします。

4. 弊社は、その他いかなる場合においても、本サービスに係わる、契約者に生じた損害については一切の責任を負わないものとしします。
5. 弊社は、本サービスの一切の内容について、その完全性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとしします。

## 第20条（通話品質）

弊社は、本サービスに関する通話品質または接続に関する一切の保証を行わないものとし します。

## 第7章 料金

### 第21条（本サービスの利用に係わる料金）

弊社が提供する本サービスの利用に係わる料金は、弊社が別途定める料金表のとおりとしします。

2. 料金の支払い方法は、契約者の指定する、h555.net サービスの支払方法に準ずるものとしします。

### 第22条（料金等の支払義務）

弊社は、本サービスの料金について、以下のとおり分類します。

区分	細目	内容
初期費用	設定料	本サービス設定の際に支払う一時金
月額費用	基本料	本サービスを利用する料金
月額費用	レンタル料	本サービスを利用する接続機器のレンタル料金
月額費用	通話料	本サービスを利用した通話料金

2. 課金開始日は、弊社が契約者に通知した日としします。
3. 本サービスの契約者は、弊社に対し、本サービスの利用に係る初期費用及び月額費用を以下のとおり支払うものとしします。
  - (1). 初期費用は、本サービス利用開始日の属する月に規定する利用料金を支払う義務を負います。
  - (2). 月額費用は、本サービス利用開始日の属する月から起算して、利用契約の終了した日の属する月までの期間（利用開始日の属する月と利用契約の終了した日の属する月が同一の月である場合は1ヶ月間としします。）について規定する利用料金を支払う義務を負います。但し、レンタル料金は本サービス契約解除後も接続機器の返還が確認されない場合は月額レンタル料金を支払う義務を負います。
  - (3). 毎月の料金は、その月の末日を請求料金の締め日として計算して請求するものとしします。
4. 弊社は、弊社の業務の都合上やむを得ぬ場合は、料金計算の起算日、締切日を変更することがあるものとし します。

## 第7章 雑則

### 第23条（個人情報の保護）

弊社は、契約者の情報を、イージェーワークスコミュニケーションサービス約款の第42条に基づき適切に取り扱 います。

### 第24条（準拠法）

本約款に基づく弊社と契約者の関係については、全て日本法に基づき解釈されるものとしします。

### 第25条（管轄裁判所）

本規約に関する一切の紛争については、神戸簡易裁判所又は神戸地方裁判所を第1審の合意管轄裁判所とし します。

### 第26条（イージェーワークスコミュニケーションサービス約款との関係）

本サービスの利用及び提供に関して、本約款に定めのないことについてはイージェーワー クスコミュニケーション サービス約款によるものとし、本約款とイージェーワークスコミュニケーションサービス約款に重複して定めるこ とについては本約款の定めが優先するものとしします。

付則 本約款は平成15年7月1日より実施するものとしします。

## 別紙HYO-DEN 料金表

### 【初期費用と月額料金】

料金区分	料金
初期費用	500 円
月額基本料金	280 円
月額接続機器レンタル料金(TA タイプ)	380 円

### 【国内通話料金】

通話種別	通話料（全時間帯）
「HYO-DEN」 ご契約者同士の通話（発信・着信）	無料
「HYO-DEN」 ご契約者から NTTCom の VoIP 基盤ネットワークを採用する他 ISP の IP 電話サービスご契約者（発信・着信）	無料
「HYO-DEN」 ご契約者から国内の固定電話への国内通話（発信）	8 円/3 分 （全国一律）

### 【国際通話料金】

料金単位：円/分

地域	料金	地域	料金
アイスランド共和国	70	トーゴ共和国	110
アイルランド	20	トケラウ諸島	159
アゼルバイジャン共和国	70	ドミニカ共和国	35
アゾレス諸島	35	トリニダード・トバゴ共和国	55
アフガニスタン・イスラム国	160	トルクメニスタン	110
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）	9	トルコ共和国	45
アラブ首長国連邦	50	トンガ王国	105
アルジェリア民主人民共和国	127	ナイジェリア連邦共和国	80
アルゼンチン共和国	50	ナウル共和国	110
アルバ	80	ナミビア共和国	80
アルバニア共和国	120	ニカラグア共和国	55
アルメニア共和国	202	ニジェール共和国	70
アンギラ	80	ニューカレドニア	100
アンゴラ共和国	45	ニュージーランド	25
アンティグア・バーブーダ	80	ネパール王国	106
アンドラ公国	41	ノーフォーク島	79
イエメン共和国	140	ノルウェー王国	20
イスラエル国	30	バーレーン国	80
イタリア共和国	20	ハイチ共和国	75

イラク共和国	225	パキスタン・イスラム共和国	70
イラン・イスラム共和国	80	バチカン市国	20
インド	80	パナマ共和国	55
インドネシア共和国	45	バヌアツ共和国	159
ウガンダ共和国	50	バハマ国	35
ウクライナ	50	パプアニューギニア	50
ウズベキスタン共和国	100	バミューダ諸島	50
ウルグアイ東方共和国	60	パラオ共和国	100
英領バージン諸島	55	パラグアイ共和国	60
エクアドル共和国	60	バルバドス	75
エジプト・アラブ共和国	75	ハワイ	9
エストニア共和国	80	ハンガリー共和国	35
エチオピア連邦民主共和国	150	バングラデシュ人民共和国	70
エリトリア国	125	東ティモール	126
エルサルバドル共和国	60	フィジー共和国	50
オーストラリア	20	フィリピン共和国	35
オーストリア共和国	30	フィンランド共和国	30
オマーン国	80	ブータン王国	70
オランダ王国	20	プエルトリコ	40
オランダ領アンティール	70	フェロー諸島	75
ガーナ共和国	70	フォークランド諸島	190
カーボベルデ共和国	75	ブラジル連邦共和国	30
カザフスタン共和国	70	フランス共和国	20
カタール国	112	フランス領ギアナ	50
カナダ	10	フランス領ポリネシア	50
カナリア諸島	30	フランス領ワリス・フテュナ諸島	230
ガボン共和国	70	ブルガリア共和国	80
カメルーン共和国	80	ブルキナファソ	80
ガンビア共和国	115	ブルネイ・ダルサラーム国	62
カンボジア王国	90	ブルンジ共和国	70
ギニア共和国	70	米領サモア	50
キプロス共和国	45	米領バージン諸島	20
キューバ共和国	112	ベトナム社会主義共和国	85
ギリシャ共和国	35	ベナン共和国	80

キリバス共和国	155	ベネズエラ共和国	50
キルギス共和国	140	ベラルーシ共和国	80
グアテマラ共和国	50	ベリーズ	55
グアドループ島	75	ペルー共和国	55
グアム	20	ベルギー王国	20
クウェート国	80	ポーランド共和国	40
クック諸島	155	ボスニア・ヘルツェゴビナ	60
グリーンランド	91	ボツワナ共和国	75
クリスマス島	20	ボリビア共和国	55
グルジア	101	ポルトガル共和国	35
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	20	香港	30
クロアチア共和国	101	ホンジュラス共和国	65
ケイマン諸島	70	マーシャル諸島共和国	110
ケニア共和国	75	マイヨット島	150
コートジボワール共和国	80	マカオ	55
ココス・キーリング諸島	20	マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	80
コスタリカ共和国	35	マダガスカル共和国	160
コモロ・イスラム連邦共和国	80	マディラ諸島	35
コロンビア共和国	45	マラウイ共和国	127
コンゴ共和国	150	マリ共和国	55
コンゴ民主共和国	75	マルタ共和国	70
サイパン	30	マルチニーク島	55
サウジアラビア王国	80	マレーシア	30
サモア独立国	80	ミクロネシア連邦	79
サントメ・プリンシペ民主共和国	200	南アフリカ共和国	75
ザンビア共和国	70	ミャンマー連邦	90
サンピエール島・ミクロン島	50	メキシコ合衆国	35
サンマリノ共和国	60	モーリシャス共和国	70
シエラレオネ共和国	175	モーリタニア・イスラム共和国	80
ジブチ共和国	125	モザンビーク共和国	127
ジブラルタル	90	モナコ公国	25
社会主義人民リビア・アラブ国	70	モルディヴ共和国	105
ジャマイカ	75	モロッコ王国	70
シリア・アラブ共和国	110	モンゴル国	60



シンガポール共和国	30	ユーゴスラビア連邦共和国	120
ジンバブエ共和国	70	ヨルダン・ハシミテ王国	110
スイス連邦	40	ラオス人民民主共和国	105
スウェーデン王国	20	ラトビア共和国	90
スーダン共和国	125	リトアニア共和国	60
スペイン	30	リヒテンシュタイン公国	30
スペイン領北アフリカ	30	リベリア共和国	75
スリナム共和国	80	ルーマニア	60
スリランカ民主社会主義共和国	75	ルクセンブルク大公国	35
スロバキア共和国	45	ルワンダ共和国	125
スロベニア共和国	100	レソト王国	70
スワジランド王国	45	レバノン共和国	112
赤道ギニア共和国	120	レユニオン	70
セネガル共和国	125	ロシア連邦	45
セントピエールおよびミクロン諸島	80	インマルサット（大西洋東） A設備	517
ソマリア民主共和国	125	インマルサット（大西洋東） B設備	307
ソロモン諸島	159	インマルサット（大西洋東） M設備	363
タイ王国	45	インマルサット（大西洋東） ミニM設備	209
大韓民国	30	インマルサット（太平洋） A設備	517
台湾	30	インマルサット（太平洋） B設備	307
タジキスタン共和国	60	インマルサット（太平洋） M設備	363
タンザニア連合共和国	80	インマルサット（太平洋） ミニM設備	209
チェコ共和国	45	インマルサット（インド洋） A設備	517
チャド共和国	250	インマルサット（インド洋） B設備	307
中華人民共和国	30	インマルサット（インド洋） M設備	363
チュニジア共和国	70	インマルサット（インド洋） ミニM設備	209
朝鮮民主主義人民共和国	129	インマルサット（大西洋西） A設備	517
チリ共和国	35	インマルサット（大西洋西） B設備	307
ツバル	120	インマルサット（大西洋西） M設備	363
デンマーク王国	30	インマルサット（大西洋西） ミニM設備	209
ドイツ連邦共和国	20		